

法律家からの助言

新型コロナウイルス禍を巡って

⑤

徳島弁護士会 貧困問題
対策委員会副委員長



廣田 修一

をクリックしたり電話したりしないようにしてください。

なお、3月15日より、国
民生活安定緊急措置法に基
づくマスクの転売規制が始
まりました。フリマサイト
・オークションサイトなど

消費者被害

で、隠語でマスクを転売し
ているとの報道もあります
が、詐欺に遭う可能性もあ
るので手を出さないことを
お勧めします。

今後、給付金の受け取り
等を名目とした詐欺の発生
も懸念されます。相手の不
安心理につけ込むのが詐欺
の手段ですので、常に正確
な情報の入手に努め、拙速
・不用心な行動は控えるよ
うにしてください。

法律相談の電話受け付けは、平日
正午～午後2時 ☎0570(07
3)567。日弁連ホームページで
は24時間申し込める。

便乗詐欺に十分注意を

とともに消費者に注意喚起
をしていますので、参考に
してください。

悪質商法の一つに、身に
覚えのない商品を送りつ
け、後から高額なお金を請
求する「ネガティブ・オプ
ション」という手口があり
ます。消毒用ジェルが届く
など、新型コロナウイルスに
乗じた手口も考えられます。契約
していない場合は代金を支
払う義務はありませんし、
契約した場合でもクーリン
グオフ制度で契約を解除で
きる場合があります。消費
者庁の「感染症に関連した
消費者トラブル回避のため
に」というパンフレットも
参考にしてください。

「新型コロナウイルス対策」など
の予防効果をアピールした
健康食品、マイナスイオン
発生器、空間除菌剤などが
販売されていますが、科学
的根拠のない商品を購入し
ないよう注意してください
。消費者庁は、今年3月
10日付で、そういった商品
に対する改善要請を行う

キャンセル料の問題もあ
ります。例えば、団体で旅
館を予約して宿泊料を事前
に支払っており、参加予定
者に新型コロナの疑いが生
じたのでキャンセルしたと
ころ、旅館から「キャンセル
ルポリシーに100%の取
り消し料と記載している」
と言われ、返金に応じても
らえない場合です。個々の
事案で異なりますが、仮に
取り消し料を支払わなくて
はならない場合でも、全額
ではなく「平均的損害」の
限度となる場合もあります
(消費者契約法9条)。

国民生活センターでは、
新型コロナに便乗した悪質
商法例を随時公表していま
すので、被害に遭わないた
めの参考にしてください。
もし被害に遭った場合
は、ひとりで悩まないで
ください。消費者ホットライ
ン(局番なしの188番)、
最寄りの消費相談窓口や弁
護士への相談をお勧めしま
す。